

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第12号/2006年2月



氣比神宮（敦賀市）

702年（大宝2年）の創建と伝えられる北陸道総鎮守（越前国一の宮）、戦国期に兵火に遭い、江戸時代に再建。1945年（昭和20年）の敦賀空襲では、主要な建造物を焼失しました。その後、工事をくり返し、現在、美しく荘厳な社殿が見られます。戦火を免れた大鳥居（重要文化財）は、木造では日本三大鳥居の一つに数えられています。

発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

敦賀納税貯蓄組合連合会

敦賀青色申告会

(社) 敦賀法人会

敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部

敦賀小売酒販組合

敦賀商工会議所

資料提供

敦賀税務署

福井県嶺南振興局

敦賀市/美浜町/若狭町

この社会あなたの税がいきている



税金教室 (法人会担当)

今年の税金教室

平成18年1月31日(火)

敦賀松原小学校

(昨年に引き続き好評開催)

6年生1クラスごとに3回開催

法人会担当講師：木曾千浩 氏

敦賀法人会は 敦賀税務署、敦賀租税教育推進協議会と共に、21世紀を担う子供たちのための税金教室を開催し、当会の青年部会の役員自らも経営者の立場として講師を勤め、租税教育の推進に努めております。



6年1組



6年2組



6年3組

税金教室

H.17 1月18日(昨年の状況)
敦賀松原小学校

6年生1クラスごとに3回開催
講師：社団法人 敦賀法人会
副会長 北村 裕 氏

私たち税理士は
“あなたの喜ぶしのパートナー” です!

税務代理・税務書類の
作成・税務相談は
正規の税理士に



税理士資格のない者は、有償・無償を問わず納税者の確定申告や納税について相談を受けたり書類を作成することは法律で禁じられています!

氏名	事務所住所	電話番号	氏名	事務所住所	電話番号
中村 藤夫	敦賀市平和町	24 - 2437	伊藤 信義	敦賀市松島	21 - 1333
宗澤 一郎	敦賀市本町	23 - 2666	辻 達博	敦賀市中央町	21 - 1355
河野 精	敦賀市元町	25 - 2720	古坂 貴司	若狭町飯屋	62 - 2218
森 輝夫	敦賀市神楽町	25 - 7770	中村 淳	敦賀市津内町	22 - 1343
田中 信幸	敦賀市新松島	25 - 8585	福地 未七	敦賀市松島町	22 - 2850
渡辺 征二	敦賀市結城町	22 - 0019	本川 芳宏	敦賀市相生町	21 - 3307
竹長 徹	敦賀市中央町	24 - 0855	加藤 智二	敦賀市本町	22 - 0157
安久 彰	敦賀市開町	23 - 0525	稲塚 敏恵	敦賀市中央町	24 - 0855
西山 了信	敦賀市谷口	22 - 4226	宗澤 一俊	敦賀市本町	23 - 2666
橋本 勉	敦賀市木崎	23 - 0215	中山 順郎	敦賀市山泉	21 - 1514
山本 美一	敦賀市本町	22 - 5135	森口 春幸	敦賀市原(木崎)	20 - 0116
山形 晃	敦賀市三島	22 - 2511	橋本 佳和	敦賀市木崎	23 - 0215
松崎 利夫	敦賀市本町	22 - 0157	大道 永行	敦賀市若葉町	22 - 5255
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22 - 2848			

不正軽油は買わない。

最近、全国各地で不正軽油製造容疑で摘発されています。

平成16年6月から軽油引取税の脱税に関する罰則が引き上げられたほか、不正に軽油を製造するだけでなく、灯油や重油が混入された不正軽油と知って購入した者などにも罰則が課せられることになっています。不正な軽油は絶対には買わないようにしましょう。

ご注意ください！自動車税の取扱いが一部変わります。

年度途中で他の都道府県ナンバーになった場合の取扱いについて

平成18年度から他の都道府県に転出した場合に、翌月からの自動車税の月割り還付を行わないこととなります。4月1日現在で登録されている都道府県で1年度分課税されるので、年度途中で転出した先の都道府県では当該年度は課税されません。

年度途中で抹消登録した場合は、これまでどおり月割りで還付されます。

ご不明な点は下記までお問い合わせ願います。

嶺南振興局二州税務部
嶺南振興局若狭税務部

(TEL0770 - 22 - 0050)
(TEL0770 - 56 - 2223)

各種説明会のお知らせ

「自書申告」を推進するため各種説明会が次のとおり開催されますので、ご利用ください。

なお、説明会当日は、「源泉徴収票」など所得の計算ができる書類、「社会保険料」や「生命保険料」などの所得控除の計算ができる書類及び計算機、ペンなどをご用意ください。

税理士の無料申告相談（所得税・消費税）

場 所	開 催 日	時 間	主 催
あいあいプラザ	平成18年2月23日	9:00～16:00	税理士会敦賀支部
	平成18年2月24日		
	平成18年2月25日		

公的年金受給者の申告説明会

場 所	開 催 日	時 間	主 催
三方公民館（若狭町）	平成18年2月 1日	9:30～11:30	敦 賀 税 務 署
若狭公民館（若狭町）	平成18年2月 2日	9:30～11:30	
はあとぴあ（美浜町）	平成18年2月 3日	9:30～11:30	
あいあいプラザ（敦賀市）	平成18年2月 6日	9:30～11:30	
	平成18年2月 7日	13:30～15:30	

「住宅借入金等特別控除」申告説明会

場 所	開 催 日	時 間	主 催
あいあいプラザ	平成18年2月 8日	9:30～11:30	福 井 銀 行
		13:30～15:30	
	平成18年2月 9日	9:30～11:30	北 陸 労 働 金 庫
		13:30～15:30	敦 賀 信 用 金 庫
	平成18年2月10日	9:30～11:30	北 陸 銀 行

決算説明会（所得税・消費税）

場 所	開 催 日	時 間	主 催
敦 賀 商 工 会 館	平成18年1月26日	13:30～16:00	敦賀商工会議所 敦賀青色申告会
	平成18年1月30日		
三 方 商 工 会 館	平成18年1月27日	13:30～15:30	三 方 商 工 会
上 中 商 工 会 館	平成18年2月 1日	13:30～15:30	上 中 商 工 会 上中青色申告会
美 浜 町 商 工 会 館	平成18年2月 3日	13:30～15:30	美 浜 町 商 工 会

消費税の申告と納付をお忘れなく！

平成17年分消費税及び地方消費税の
申告・納付期限は

平成18年3月31日(金)です。

平成15年分の課税売上高が、1,000万円を超えると平成17年分消費税の課税事業者になり、平成17年分の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告と納税が必要になります。

毎季納税なら、
安心だね！



**事業者のみなさんが
期限内に納めるためには...**

その1 納税資金の積立て

いざ納付というときに資金不足とならないよう納税資金の積立てをしておきましょう。

その2 振替納税

納付には安全便利な振替納税をご利用ください。



期限に遅れると、延滞税の負担だけでなく、財産の差押え等の滞納処分を受けることもあります。

65歳以上の方の年金税制が変わりました!!

○公的年金等の雑所得の計算が変わりました

国民年金・厚生年金等の公的年金等を受け取ったときには、雑所得になります。

公的年金等に係る雑所得の計算は、それら収入金額の合計額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。

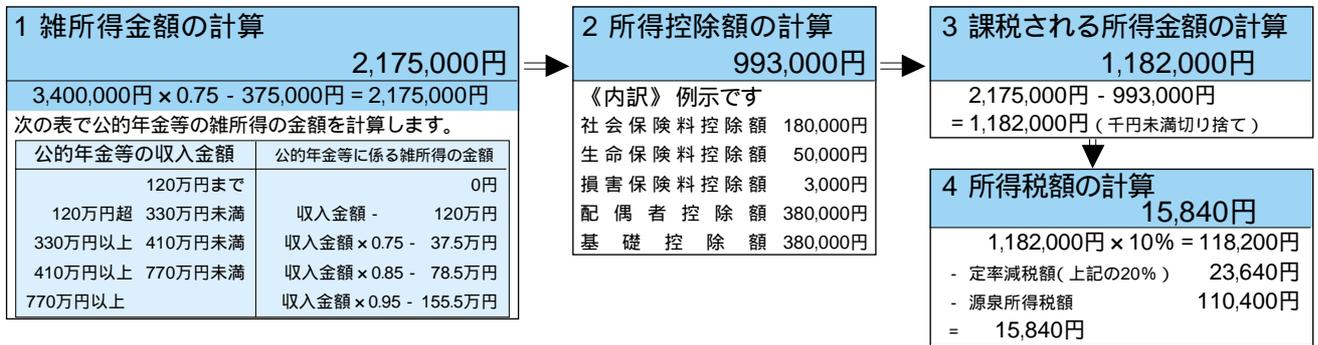
$$\text{公的年金等の雑所得} = \text{公的年金等の総収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

ここが引き下げられました!!

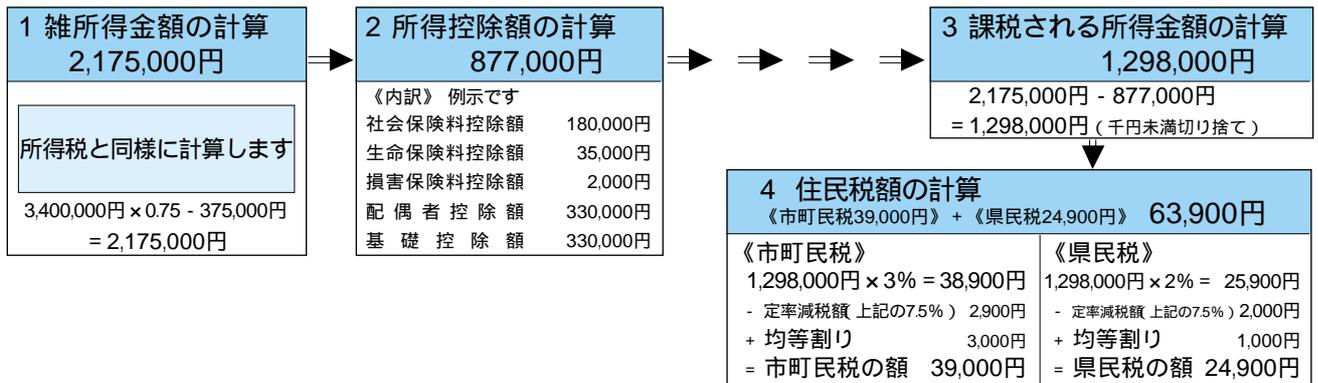
≪ 具体的な公的年金等の計算方法 ≫

例:平成17年分の年金収入(65歳以上の方)が3,400,000円の場合

① 所得税の計算例



② 住民税の計算例



○平成17年分におけるその他の改正点

① 老年者控除の適用がなくなりました。

(平成16年分までは、老年者控除として所得税では50万円・住民税では48万円の所得控除の適用がありました。)

② 65歳以上の方の住民税の非課税措置がなくなりました。

(これまで、65歳以上の方で前年中の合計所得金額が125万円以下の方は、住民税が非課税となっていました。平成18年度課税分(平成17年分所得)から段階的に課税されることとなります。)

課税年度	市町県民税額(所得割)	市町県民税額(均等割)
平成18年度	3分の1を課税	1,300円 (市町民税1,000円 県民税300円)
平成19年度	3分の2の課税	2,600円 (市町民税2,000円 県民税600円)
平成20年度	全額を課税	全額4,000円 (市町民税3,000円 県民税1,000円)

敦賀商工会議所

青色申告決算講習会・消費税相談会

日時 1月26日(木) 午後1時30分～午後4時
30日(月) "

会場 敦賀商工会館 2階会議室
講師 北陸税理士会敦賀支部所属税理士
内容 ①平成17年度の税制改正点について
②決算・確定申告の手順について
③消費税について
受講料 有料

平成17年度確定申告個別相談会

相談日 2月27日(月)～3月3日(金) 土日を除く
時間 午前9時～午後4時
会場 敦賀商工会館 2階会議室
相談員 北陸税理士会敦賀支部所属税理士他
相談料 有料
お問い合わせ先：敦賀商工会議所 中小企業相談所
(神楽町2-1-4 TEL22-2611)

敦賀青色申告会

平成17年度確定申告個別相談会

相談日 2月20日(月) 午前9時～午後4時
3月6日(月) "
会場 敦賀商工会館 2階会議室
相談員 北陸税理士会敦賀支部所属税理士他
相談料 有料

消費税対応もOK! パソコン用会計ソフト

「ブルーリターンA」好評販売中

会員斡旋価格 28,350円
(保守料3年分・消費税込)

お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局
(神楽町2-1-4 敦賀商工会議所内TEL23-6794)

敦賀間税会

消費税完納「ステッカー」寄贈

「消費税を正しく育てる間税会」では、消費税の完納を推進する啓発活動の一環として、敦賀市商店街連合会及び美浜、三方、上中の三商工会にステッカーを寄贈しました。



消費税法の改正で個人事業者の課税売上高が一千万円に引き下げられたことに伴い、平成17年分より新たに消費税を負担する事業者が大幅に増加すると見込まれています。

寄贈先の各会員の皆様には、消費税完納「ステッカー」を事業所や店舗に貼って頂いて消費税完納の推進をお願いしています。

敦賀納税貯蓄組合連合会

振替納税の利用による 期限内完納を!!

区分	申告所得税	消費税
申告期限(納期限)	18年3月15日(水)	18年3月31日(金)
延納の利用	3月15日 振替利用者は4月20日までに半額以上の納付で残額は5月31日納付	できません (全額一括納付)
振替納税の手続は簡単です 「預貯金口座振替依頼書」を提出するのみ		
振替納税の引落日	18年4月20日(木)	18年4月27日(木)
還付申告書:振込みできる口座は申告者本人名義の口座です。		

(注) 延納利用の場合で、5月31日本税の納付が12万円以上の場合、利子税が必要となります。

敦賀小売酒販組合

健康でお酒を楽しむために

お酒を飲むことは、人との親睦や、自らのストレスをやわらげたり出来る最高の趣向品であります。

然し、健康維持のためには適正な飲酒が最も必要であります。
当組合員のお店では、下記の「10か条」をお薦めしております。

適正飲酒の10か条

- 1) 笑いながら共に、楽しく飲もう
- 2) 自分のペースでゆっくりと
- 3) 食べながら飲む習慣を
- 4) 自分の適量にとどめよう
- 5) 週に二日は休肝日を
- 6) 人に酒の無理強いをしない
- 7) くすりと一緒には飲まない
- 8) 強いアルコール飲料は薄めて
- 9) 遅くとも夜12時で切り上げよう
- 10) 肝臓などの定期検査を



(社団法人アルコール健康医学協会資料)

若狭町支部設置

平成の大合併で、若狭町が誕生し、敦賀税務署管内となり、当間税会が組織拡大のため支部の設置を進めていたところ、12月8日に41名の加入者をえて、支部を発足することになりました。当日は、設立会に続いて記念講演会と異業種間の交流懇親会が賑やかに開催され、支部の前途を祝福しました。

今や、当間税会は女性部会・若狭町支部設立へと発展し、組織率28%を確保しつつ、会員相互の親睦を図りながら目的達成に努力精進しております。



確定申告 自分で書いて お早めに!

平成17年分所得税の確定申告の受付は、

平成18年2月16日(木)から3月15日(水)まで

(還付申告は2月16日(木)以前でも提出できます。)

～ 確定申告書等が自宅で簡単に作成できます～



インターネットで
さあ! *Let's start!*
24時間 all ok!

所得税の確定申告書が作成できます。
消費税の確定申告書、青色申告決算書及び
収支内訳書、医療費控除明細書も作成
できます。

「金沢国税局ホームページ」(<http://www.kanazawa.nta.go.jp>)

「確定申告等情報」→「確定申告書等作成コーナー」で利用できます。

パソコンの画面に従って金額などを入力することで自動計算し、ご自宅のカラープリンターで確定申告書等が印刷できます。

印刷した確定申告書等は、押印の上、添付書類とともに税務署に提出してください。

(電子申告・納税システムではありませんのでご注意ください。)

「自宅にいながら税金相談! タックスアンサーをご利用ください!」

あなたの質問にコンピュータが年中無休24時間お答えします。

タックスアンサーホームページ(<http://www.taxanswer.nta.go.jp>)による
利用 携帯電話からも接続可能です。)

電話・ファクシミリによる利用

お知りになりたい項目のコード番号(コード表は税務署又は市町村役場にありま
す。)をお調べの上(0776)24-7766にお電話ください。



振替納税の申込はお済みですか!

平成17年分確定申告は **ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。**

所得税の場合

3月15日(水)が納付の期限ですが
振替納税を利用すると

4月20日(木)に口座から振替納付されます。

消費税及び地方消費税の場合

3月31日(金)が納付の期限ですが
振替納税を利用すると

4月27日(木)に口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。